

# 説明資料②

令和8年2月15日執行

小城市議会議員選挙

出納責任者の手引

小城市選挙管理委員会

## はじめに

この手引は、令和8年2月15日に執行される小城市議会議員選挙について、出納責任者が特に心得ておかなければならない事項について、説明したものです。

出納責任者は、候補者の選挙運動費用の収支について、全面的な責任と権限を持っていいますので、誤りのない事務処理をお願いします。

### 【目次】

はじめに	1
第1 出納責任者について	2
1 出納責任者の選任及び届出	2
2 出納責任者の解任及び辞任	2
3 出納責任者の異動	2
4 届出前の寄附の受領及び支出の禁止	2
5 出納責任者の職務	3
第2 選挙運動費用の制限	4
1 選挙運動費用の法定制限額	4
2 選挙運動費用に算入されないもの	4
第3 報酬及び実費弁償一覧表	5
第4 選挙運動費用収支報告書の提出	6
1 収支報告書の提出期限	6
2 添付書類	6
第5 選挙運動費用収支報告書の記載要領	7
1 収入	7
2 支出	7
3 費目別記載要領	8
【様式見本】支出最高額決定書	10

## 第1 出納責任者について

【早わかり：P143】

候補者の選挙運動費用の収支について、一切の責任を負うのが出納責任者であり、費用面についての全面的な責任と権限を持っています。

### 1. 出納責任者の選任及び届出（法180条）

- ・出納責任者を選任したときは、文書（様式A-9①）で届け出なければならない。
- ・候補者が選任するのであるが、候補者自身が出納責任者となることもできる。
- ・推薦届出の場合は、候補者の承諾を得て出納責任者を選任し、あるいは自ら出納責任者となることもできる。
- ・出納責任者を選任した者は、文書で出納責任者が支出できる最高額を定め、出納責任者とともに文書に署名押印しなければならない。（様式の見本は、10ページに記載しています。）

### 2. 出納責任者の解任及び辞任（法181条）

- ・候補者は、文書で通知することによって出納責任者を解任することができる。出納責任者を選任した推薦届出者もまた解任することができるが、この場合は、候補者の承諾を得なければならない。
- ・出納責任者は、文書で候補者及び選任者に通知することによって、辞任することができる。
- ・解任又は辞任した場合は、後任の者に直ちに事務の引継ぎを行わなければならない。

### 3. 出納責任者の異動（法182条）

- ・出納責任者に異動があったときは、所定の様式（様式A-9②）により直ちに届け出なければならない。

### 4. 届出前の寄附の受領及び支出の禁止（法184条）

- ・出納責任者（職務代行者を含む。）は、選任届出がなされた後でなければ、候補者のために寄附を受け又は支出することができない。

### 5. 出納責任者の職務

#### （1）会計帳簿（会計簿）の備付及び記載（法185条）

会計帳簿（収入簿と支出簿）を備え付け、選挙運動に関する寄附その他の収入及び支出を記載しなければならない。

なお、金銭以外のときは、時価に見積もった金額を記載することとなる。

#### （2）立候補準備のために要した支出の精算（法187条第2項）

立候補準備のために要した支出で、候補者又は出納責任者となった者が支出し、又は他の者

がこれらの者と意思を通じて支出したものは、その就任後直ちに候補者又は支出者について精算し、会計帳簿に記載しなければならない。

**(3) 寄附の明細書の受領（法 186 条）**

- 出納責任者以外の者で候補者のために選挙運動に関する寄附を受けた者は、寄附を受けた日から 7 日以内に、寄附者の氏名、住所及び職業並びに金額及び年月日を記載した明細書を出納責任者に提出しなければならない。
- 候補者が立候補届出前に受けたものについては、立候補届出後、直ちに明細書を出納責任者に提出しなければならない。

**(4) 領収書等の徴収（法 188 条）**

- 出納責任者は、選挙運動に関するすべての支出の金額、年月日及び目的を記載した領収書その他の支出を証明する書面を徴収しなければならない。

**(5) 出納責任者の支出権限（法 187 条第 1 項）**

- 選挙運動に関する費用は、出納責任者でなければ支出することができない。
- ただし、立候補準備のために要する支出、電話・インターネットによる選挙運動に要する支出及び出納責任者の文書による承諾を得た支出は他の者でも差し支えない。

**(6) 帳簿及び書類の保存（法 191 条）**

- 会計帳簿、明細書、領収書その他の支出を証する書類を、収支報告書の提出の日から 3 年間保存しなければならない。保存義務者は提出時の出納責任者となる。

## 第2 選挙運動費用の制限

【早わかり：P165】

公職選挙法では選挙運動費用の最高額を定めて、その範囲でなければ費用を支出できることとし、これを超えて支出をし、又はさせたときは、出納責任者が処罰され、原則的には連座制により、候補者の当選をも無効とするなどの制裁を科すこととしています。

### 1. 選挙運動費用の法定制限額（法194条、196条、令127条）

選挙運動に関する支出金額の制限額は、次の算式によって算出された額であり、選挙期日の告示日（2月8日）に選挙管理委員会が告示します。（100円未満は、100円に切り上げ）

なお、支出金額の制限額は消費税相当額を含んだ額となります。

#### 法定制限額

$$= (\text{告示の日において選挙人名簿に登録されている者の総数} \times 501 \text{円}) + 220 \text{万円 (固定額)}$$

(議員定数)

※ 参考（令和7年12月1日現在の登録者数で算出）

$$(36,518 \text{人} \div 18 \text{人} \times 501 \text{円}) + 2,200,000 \text{円} = 3,216,417 \text{円} \quad \approx 3,216,500 \text{円}$$

### 2. 選挙運動費用に算入されないもの（法197条）

次に掲げる選挙運動に関する支出は、選挙運動費用とみなされないことになっています。したがって収支報告書にも記載する必要はありません。

- ① 供託金
- ② 立候補準備のためにかかった費用のうち、候補者又は出納責任者になった者のした支出及びその者と意思を通じてした支出以外のもの。
- ③ 立候補の届出後、候補者又は出納責任者と意思を通じてした支出以外のもの。実質上、電話・インターネットによる選挙運動に要した支出を除いては、出納責任者の文書による承諾がない以上は支出することができない。
- ④ 候補者が乗用するバス、自動車等のためにかかった費用（候補者が使用した一切の交通費）。
- ⑤ 選挙期日後に、選挙運動の残務整理のためにかかった費用。
- ⑥ 選挙運動に関し支払う国又は地方公共団体の租税又は手数料（戸籍抄本、住民票抄本等の交付手数料）。
- ⑦ 選挙運動用自動車及び船舶を使用するためにかかった費用（自動車借上料、ガソリン代、オイル代、運転手報酬等）。

※ ポスターの作成費と異なり、公費負担の有無にかかわらず、選挙運動費用に算入する必要はない。

### 第3 報酬及び実費弁償一覧表（法197条の2、令129条）

【早わかり：P161】

選挙運動員、事務員、車上運動員等、労務者に支給することのできる報酬及び実費弁償額は、次のとおりである。

区分	報酬	実費弁償			
		鉄道賃 船賃 車賃	宿泊料	弁当料	茶菓料
選挙運動に従事する者	下記以外の選挙運動員	支給することができない。	実費額	1夜につき 23,000円 (食事料2食分を含む)	1食につき 1,500円 (弁当を提供した場合は、この弁当料から提供した弁当の実費額を差し引いた額以内)
	選挙運動のために使用する事務員	1人1日につき 15,000円以内		1日につき 4,500円	1日に つき 1,000円
	車上運動員及び手話通訳者、要約筆記者 1日 9人 (ただし、期間を通じて異なる者45人を超えない範囲で使用することができる)	1人1日につき 20,000円以内 (超過勤務手当は、支給することができない)			
労務者		1人1日につき 10,000円以内 (超過勤務手当は、上記の額の5割以内、弁当を提供了した場合は、この報酬額から提供した弁当の実費額を差し引いた額を支給する)	上記に同じ	1夜につき 20,000円 (食事料は含まれない)	支給することができない。 (弁当を提供了した場合は、報酬から差し引く)  通常用いる程度の茶菓のみ提供できる。

(注)・支出の限度額、及び選挙運動員、事務員、車上運動員、労務者に支給される実費弁償の支給額には、消費税相当額を含む。

・実費弁償は、実際に要した額を超えて支給することは許されない。

- ◆ 事務員とは、選挙運動中の事務に従事するため雇い入れた者で、総括主宰者、出納責任者など選挙運動の中心として参画するものは含まれない。
- ◆ 車上運動員(うぐいす娘)とは、専ら車上における選挙運動のために雇い入れた者。
- ◆ 労務者とは、単純な機械的労務、たとえば、はがきの宛名書き及び発送、看板運搬、ポスター貼りなど、自らの労務で報酬を得る者をいう。

## 第4 選挙運動費用収支報告書の提出

【早わかり：P169】

出納責任者は、選挙運動に関してされた寄附その他の収入及び支出に関する事項を記載した「収支報告書」を選挙管理委員会に提出しなければならない。

### 1. 収支報告書の提出期限（法189条）

#### ① 第1回分

##### ◆ 3月2日（月）午後5時まで

選挙期日の告示日前までなされた分、選挙期日の告示日から選挙期日までなされた分、及び選挙期日の経過後になされた分を併せて精算し、**選挙期日から15日以内に提出しなければならない。**

#### ② 第2回分以降

##### ◆ 支出があった日からその都度

上記①の提出後になされた収入（寄附その他の収入）及び支出について、その収入、**支出があった日から7日以内にその都度提出しなければならない。**

### 2. 添付書類（法189条）

① 収支報告書には、領収書の写し又はその他の支出を証する書面の写しを添付しなければならない。

- ・ 金額、年月日、支出の目的を記載したもので、各費目順に整理して提出してください。

② 領収書等を徵し難い事情があったときは、その旨、支出の金額、年月日、支出の目的を記載した書面の添付が必要である。

- ・ 選挙運動費用収支報告書の末尾に記載する書面『領収書等を徵し難い事情があった支出の明細書』がありますので、そこに記載してください。

## 第5 選挙運動費用収支報告書の記載要領

【早わかり：各費目等の説明はP148～、記載例はP171～】

選挙運動に関する全ての寄附及びその他の収入は、「収入簿」に記載しなければなりません。

選挙運動に関する支出は適宜判断して、以下（3. 費目別記載要領）に記述するいずれかの区分にあてはめ、月日順に記載すべきもので、合法的、非合法的問わず選挙運動に関する費用であれば、必ず計上しなければなりません。

### 1. 収入（法179条第1項）

- ① 種別欄には、「寄附」、「その他の収入」の区別を記載してください。
- ② 寄附（法179条第2項）
  - ・金銭、物品その他の財産上の利益の供与又は交付、その供与又は交付の約束で党費、会費、その他債務の履行としてなされるもの以外のものをいう。
  - ・例えば、拡声器や選挙事務所に使う家屋を無料で借りたときは、通常支払わなければならぬ借上料を支払わずにすむ利益があるので、その借上料に相当するものを寄附として扱います。
- ③ その他の収入
  - ・自己資金、借入金等を選挙運動費用に充てる場合をいう。
- ④ 「月日」の欄には、実際に収入のあった日を記載しますが、「収入の約束」の場合は、その約束の日を記載してください。

### 2. 支出（法179条第3項）

- ① 金銭、物品その他の財産上の利益の供与又は交付、その供与又は交付の約束をいう。
  - 例えば、拡声機や選挙事務所に使う家屋を無料で借りたときは、これを時価に見積もって寄附として収入に計上するとともに、同額を支出として計上しなければなりません。
- ② 「月日」の欄には、実際に支出した日を記載しますが、「支出の約束」の場合は、その約束の日を記載してください。
  - 例えば、立候補する前に、選挙事務所を借上げ契約した場合、選挙運動用通常葉書の印刷の発注をした場合等は、その契約及び発注の日を記載してください。
- ③ 「区分」の欄には、立候補届出の前日（2月7日）までの支出を「立候補準備」、立候補届出日（2月8日）以後の支出を「選挙運動」と記載してください。
- ④ 選挙運動に関するすべての支出は、次の（1）～（10）の費目に分けて記載しなければなりません。

### 3. 費目別記載要領

#### (1) 人件費

- 選挙運動のために使用する事務員、車上運動員、手話通訳者、要約筆記者及び労務者に対する報酬等を記載する。
- 選挙期日後の残務整理のために使用した労務者、事務員に対する報酬は、選挙運動に関する支出とみなされないもの（法197条1項4号）であり、記載する必要はない。
- 候補者が労務に従事しても、候補者自身の人件費という考え方はないので、記載する必要はない。

#### (2) 家屋費

##### ① 選挙事務所費

- 選挙事務所自体のほか、机など備品の借上料、電話の架設費等を記載する。
- 候補者の自宅を選挙事務所に使用した場合は、選挙運動費用に算入する必要はないが、備品購入・リースがあれば記載する。
- 選挙事務所の無償提供を受ける場合は、近隣の家賃等を勘案した時価を寄附及び支出と両方に計上しなければならない。

##### ② 集合会場費

個人演説会場及び演説会場用備品の借上料等を記載する。

#### (3) 通信費

事務上の連絡のための郵便、電報に要する費用（事務連絡用に限る）、電話の借上料や通話料等を記載する。

#### (4) 交通費

- 選挙運動員、事務員、車上運動員、手話通訳者、要約筆記者及び労務者についての交通費（実費弁償額）を記載する（候補者の交通費については、選挙運動費用に算入されない。）。
- 選挙運動用自動車に使用するために要した自動車借上料、ガソリン代、運転手の報酬等は、選挙運動費用とみなされないから記載の必要がない。

#### (5) 印刷費

選挙運動のために使用するポスター、ビラ及び葉書の印刷費等を記載する。

※ ポスター、ビラの作成については、公費負担の対象であるが選挙運動費用に算入し、収支報告書に記載して報告する必要がある。

#### (6) 広告費

立札、看板、ちょうちん、たすき及び拡声機の費用、看板の作成費等のほか、新聞広告の費用を記載する。

#### (7) 文具費

選挙運動のために使用する紙、筆、墨、その他選挙事務のために使用した消耗品等の費用を記載する。

### (8) 食糧費

- ① 選挙事務所で提供する湯茶及びこれに伴い通常用いられる程度の菓子に要した費用を記載する。
- ② 法令で認められた範囲内で選挙運動員、事務員、車上運動員、手話通訳者、要約筆記者に対し支給する弁当料を記載する。  
労務者に弁当を購入する場合は、報酬額から弁当代を差し引いて支給すること。  
※ 提供できる弁当の数は候補者 1 人当たり 15 人分（45 食）、運動期間を通じて 315 食以内に限られ、弁当料は 1 人 1 食につき 1,500 円、1 日につき 4,500 円に制限される。

### (9) 休泊費

候補者、選挙運動員について生じる休憩及び宿泊に要した費用である。（早わかり P156 を参照）

### (10) 雑費

- 暖房用灯油代、ガス代、電気料、水道料はここに入るが、このほか雑費として記載するものは、選挙運動の状況により異なる。  
➤ 例えば、看板の作成の場合、看板屋に請け負わせたときは、広告費に入るが、材料を購入して労務者に作らせたときは、その賃金は人件費に、木材・トタン等の材料代は雑費に、墨代や塗料代は文具費になる。

## 支出最高額決定書

あなたが令和8年2月15日執行の小城市議会議員選挙における候補者\_\_\_\_\_の出納責任者となり、選挙運動費用として支出することができる金額は、次のとおりとします。

令和　　年　　月　　日

出納責任者の選任者

氏名

㊞

支出できる最高額　　円  
(法定制限額　　円)

私が出納責任者として支出することができる候補者の選挙運動費用支出最高額が円であることを確認します。

令和　　年　　月　　日

出納責任者

氏名

㊞